

船橋市地域まちづくり活動助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市地域まちづくり活動支援制度要綱（以下「要綱」という。）

第4条に規定する地域まちづくり活動団体に対し、地域まちづくり活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するため、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体等)

第2条 助成の対象とする団体は、要綱第4条の登録を受けた地域まちづくり活動団体（以下「登録団体」という。）のうち、この要領による助成に類する他の助成を、国及び県又はその他の団体等より受けていない団体とする。

2 助成の対象とする費用は、登録の有効期間中に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場及び設備の借上げに要する費用
- (2) 調査に要する費用
- (3) 先進都市視察等のための交通費又はバス借上げ等の移動に要する費用
- (4) 講師等への謝礼に要する費用
- (5) 消耗品費、印刷製本費、通信費等の一般事務費に要する費用
- (6) その他市長が必要と認める費用

(交付回数等)

第3条 助成金の交付は、1会計年度に1団体につき1回、当該年度に要した費用を対象として行うものとする。

2 助成金の交付額は、予算の範囲内で助成の対象とする費用の2分の1以内とし、1会計年度につき250,000円を限度とし、算出した交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、地域まちづくり活動助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付を受けようとする年度の初日（新たに登録団体となった場合に助成金の交付を受けようとする場合は、当該登録を受けた日）から30日以内に申請をしなければならない。ただし、市長が認めるときは、

これらの書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 地域まちづくり活動計画書（助成金交付申請用）（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 前年度収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付可否の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、地域まちづくり活動助成金交付可否決定通知書（第4号様式）により登録団体へ通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定した場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第6条 登録団体の地域まちづくり活動に係る実績報告は、助成金の交付を受ける年度ごとに行わなければならない。

2 登録団体の代表者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、要綱第9条の規定により提出する地域まちづくり活動報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 収支決算書（第5号様式）
- (2) 領収書等証拠書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定等）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、提出された書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、第5条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、当該年度の登録団体に対する助成金の交付額を確定して、地域まちづくり活動助成金交付額確定通知書（第6号様式）により登録団体へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した額の助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、地域まちづくり活動助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により登録団体へ通知するものとする。

- (1) 相当の期間にわたり地域まちづくり活動が停止しているとき。
- (2) 要綱第7条第2項の規定により、登録団体を廃止したとき。
- (3) 要綱第8条第1項の規定により、登録団体としての資格を喪失したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により交付を受けようとしたとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他要綱及びこの要領の規定に違反したとき。

(返還命令)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた登録団体に対し、前条の規定により交付決定を取り消したときは、必要に応じて既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を地域まちづくり活動助成金返還命令書（第8号様式）により命ずるものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 助成金の交付を受けた登録団体は、地域まちづくり活動に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を常に整備し、助成を受けた年度の終了日から10年間保存しておかなければならない。要綱第7条第2項の規定により登録団体を廃止したとき、又は要綱第8条第1項の規定により登録団体として資格を喪失したときも同様とする。

(担当窓口)

第11条 この要領に定める事項についての事務は、建設局都市計画部都市計画課が行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月19日から施行する。